



平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 遊 佐 精 一
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 執 行 役 員 柄 澤 麻 紀 子
(電話：03-5937-2111)

**平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長（再延長）に関する
承認申請書提出のお知らせ**

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長（再延長）に関する承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 15 期（平成 30 年 12 月期）第 2 四半期報告書
（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 9 月 14 日

（本来の法定提出期限は平成 30 年 8 月 14 日ですが、平成 30 年 8 月 14 日付で関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。）

3. 延長が承認された場合提出期限

平成 30 年 10 月 15 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 30 年 9 月 7 日、当社全役員に対して、第三者委員会より、調査報告書ドラフトを用いた調査報告がなされました。その場で、当社前代表取締役社長である矢崎が取引先である医療法人（以下「本件法人」といいます。）を事実上コントロールしている状況から、少なくとも本件法人が当社の関連当事者に該当する可能性がある旨報告されました。

平成 30 年 9 月 10 日、同年 9 月 7 日付の報告を受け、当社の会計監査人である太陽有限責任監

査法人並びに当社代表取締役副社長である遊佐、常勤監査役である遠藤、非常勤監査役である今津、同江黒で協議を行い、現時点で太陽有限責任監査法人が、本件法人にかかる会計処理として連結子会社として処理をするか関連当事者として処理をするかの検討が必要である旨述べ、そのための検討資料として、当社に対して、矢崎が本件法人の社員総会の議決権の過半数を有していたかどうか、有していなかったとしても事実上本件法人をコントロールしていたと評価できるかどうかを判断できる資料の提出を求めるとともに、過年度の有価証券報告書の訂正がある場合には過年度の監査を行う会計監査人が必要であると述べました。

また、第三者委員会の調査報告書において矢崎から本件法人への振込が事実として確認されました。また報告書においては「債務弁済契約書に記載された本件法人の貴社に対する債務の分割弁済を履行させるために行われた可能性がある」との記載もありました。仮に本記載にある通り矢崎が、平成28年4月より個人の意思で実施した本件法人への振込について、本件法人から当社への売掛金及び未収入金の支払いが、当該矢崎氏の振込により実施されたものであるとすれば、売掛金の回収ではなく、財務取引（借入金あるいは受贈益）とみなされ、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書の過年度修正（平成28年第2四半期乃至平成30年第1四半期の8期分）が必要となります。現状では、当該振込は矢崎が本件法人の依頼に基づき本件法人の運転資金不足を充当するための支援資金であり当社への売掛金及び未収入金の充当では無いという回答を矢崎から得ているため、よって、当該振込について結果として財務取引ではないと現時点では考えています。

平成30年9月11日、第三者委員会と当社の間において、調査報告書の内容についての修正のやり取りがメール、電話にて行われましたが、事実と異なる点の修正に時間を要したため、同日中には報告書の内容は決まらず、報告書を受領することはできませんでした。

平成30年9月12日、調査報告書の内容修正のやり取りは続いていましたが、同日夜、第三者委員会から調査報告書の最終版を受領しました。

以上により、平成30年12月期第2四半期決算においては、過年度の有価証券報告書の訂正が必要になるかどうかの判断を行った上で監査を受ける必要があるところ、延長承認後の提出期限である平成30年9月14日までに監査を受けることができず四半期レビュー報告書を受領できないことにより、平成30年9月14日の四半期報告書の提出期限に間に合わず、再延長の申請をするものであります。

追加的な監査手続には、以下の期間が必要と考えております。なぜなら、過年度の有価証券報告書の訂正に先立ち当社としては、本件法人の会計処理を関連当事者として行う予定ですが、当該判断について、太陽有限責任監査法人が適当かどうかを判断するにあたっては本件法人が連結子会社に該当していなかったかどうかを検討する必要があり、その後訂正作業を行うにあたっては過年度の訂正報告書について公認会計士による過年度の監査が必要となりますが、監査時間の見通しが付かず、加えて当該監査人からの引継ぎ及びそれを踏まえた現監査人の追加手続に要する時間についても合理的に見積もることが困難な状況だからです。

また、現状では、矢崎から本件法人への振込は、矢崎が本件法人の依頼に基づき行った本件法人の運転資金不足を充当するための支援資金であり、当社への売掛金及び未収入金の充当では無いという回答を矢崎から得ているため、当該振込について結果として財務取引ではないと当社としては現時点では考えているものの、太陽有限責任監査法人においては当社の判断が適当かどうかを判断する必要があり、その後訂正作業を行うにあたっては、前任監査人ではない過年度の訂

正報告書の監査人である公認会計士による過年度監査が必要となるからです。

当社による調査及び訂正作業に約 30 日程度、太陽有限責任監査法人による調査及び四半期レビュー報告書作成に約 27 日、過年度の訂正報告書の監査人である公認会計士による調査及び過年度監査に約 22 日程度の日数を要すると見込んでおります。

なお、提出期限の延長承認を受けた場合、過年度の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を含め、10 月 15 日の提出期限までに提出する見込みです。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上